

戸塚区連合町内会自治会連絡会7月定例会  
議 題 説 明 書

建築局建築防災課

議題名：令和5年度崖地現地調査について

【内容】

横浜市建築局建築防災課で実施する「令和5年度崖地現地調査」にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、立ち入りのご説明と承諾をとって進めていきますので、ご承知おき下さいようお願いいたします。

【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。(新規事業のご案内です。)

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】  
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 建築局建築防災課

担当者名 服部・高橋・岩崎・安藤

TEL 671-2948 FAX 663-3255

**戸塚区・西区・中区・瀬谷区の  
連合町内会長及び自治会長・町内会長の皆様**

**崖地の現地調査について（情報提供）**

本市では、平成 25 年度までに、神奈川県が指定した土砂災害警戒区域<sup>※1</sup>（イエローゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報<sup>※2</sup>の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

その後、令和 3 年度までに、神奈川県が、土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の区域の変更を行ったため、改めて崖地の現地調査を実施し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

**1 令和 5 年度 調査場所**

戸塚区・西区・中区・瀬谷区 （4 区合計 約 430 箇所）

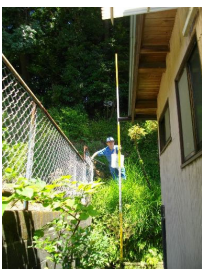
**2 調査期間及び時間**

調査期間：令和 5 年 8 月中旬から令和 6 年 2 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

**3 調査方法**

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



#### 4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例

#### 5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

#### <調査計画（参考）>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	合計
箇所	377箇所	391箇所	430箇所	600箇所	600箇所	2,398箇所
区	南・磯子 保土ヶ谷	栄・金沢 港南・港北	戸塚・西 中・瀬谷	泉・旭 緑・鶴見	神奈川 青葉・都筑	18区

#### <土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

#### ◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 かけ防災担当

担 当 高橋、岩崎、安藤

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>